

令和4年6月八戸市議会定例会

提 出 議 案

6 月市議会定例会に付議すべき事件

議案第63号	令和4年度八戸市一般会計補正予算	別冊
議案第64号	令和4年度八戸市国民健康保険特別会計補正予算	別冊
議案第65号	人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて	5
議案第66号	八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第67号	八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第68号	八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第69号	八戸市公設小売市場条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案第70号	八戸市立看護師養成所条例の一部を改正する条例の制定について	19
議案第71号	八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	21
議案第72号	八戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	23
議案第73号	八戸市立市民病院条例の一部を改正する条例の制定について	25
議案第74号	八戸市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	27
議案第75号	八戸市地域特別賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について	29
議案第76号	八戸市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について	31

議案第77号	八戸市若者定住促進賃貸住宅条例の一部を改正する 条例の制定について	33
議案第78号	八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定につ いて	35
議案第79号	処分事件の報告及びその承認を求めることについて	39
	(令和3年度八戸市一般会計補正予算の処分)	
議案第80号	処分事件の報告及びその承認を求めることについて	41
	(八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定の 処分)	
議案第81号	市有土地の売払いについて	45

議案第65号

人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
人権擁護委員の候補者に別紙の者を推薦することについて意見を求める。

令和4年6月7日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

1人の委員の辞任に伴う後任の委員の候補者を推薦することについて意見を求めるものである。

氏 名 畑 内 俊 一

議案第66号

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月7日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地緊急調査検討会議を設置するとともに、多文化都市八戸推進懇談会の名称をはちのへ文化のまちづくりアドバイザーボードに変更するほか、総合計画等推進市民委員会の担任する事務に政策公約の取組状況の評価に関する事項を追加し、市政評価委員会を廃止するためのものである。

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例

八戸市附属機関設置条例（平成25年八戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表の1 八戸市総合計画等推進市民委員会の項に次の1号を加える。

(4) 市長が掲げる政策公約の取組状況について評価をし、意見を述べること。

別表の1 八戸市市政評価委員会の項を削り、同表の1 多文化都市八戸推進懇談会の項を次のように改める。

はちのへ文化のまちづくりアドバイザーボード	はちのへ文化のまちづくりプランの実施状況の調査審議に関すること。
-----------------------	----------------------------------

別表の2に次のように加える。

八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地緊急調査検討会議	(1) 天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地に係る重要な事項の調査審議に関すること。 (2) 天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地に係る調査に関し必要な事項について意見を述べること。
---------------------------	--

附 則

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「市政評価委員会の委員」を削り、「多文化都市八戸推進懇談会」を「はちのへ文化のまちづくりアドバイザーボード」に、「史跡丹後平古墳群保存活用計

画検討会議の委員」を「史跡丹後平古墳群保存活用計画検討会議の委員」に改める。
天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地緊急調査検討会議の委員」

議案第67号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改
正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月7日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部
改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する介護補償の額を引き上げるための
ものである。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部
を改正する条例

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和36年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項第2号中「73,090円」を「75,290円」に改め、同項第4号中「36,500円」を「37,600円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第7条の2第2項の規定は、令和4年4月1日以後に支給すべき理由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

議案第68号

八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

令和4年6月7日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課
税免除等の対象となる特別償却設備の新設等に係る期限及び当該期限の起算日である地方活
力向上地域等特定業務施設整備計画の認定日の期限を延長するためのものである。

八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する 条例

八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例（平成28年八戸市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年」を「3年」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の規定は、令和4年4月1日以後に設備を新設し、又は増設した事業者に対して課する固定資産税の課税免除又は不均一課税について適用し、同日前に設備を新設し、又は増設した事業者に対して課する固定資産税の課税免除又は不均一課税については、なお従前の例による。

議案第69号

八戸市公設小売市場条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市公設小売市場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月7日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

公設小売市場の改修に伴い、使用料の改定等をするとともに、魚菜小売市場使用者選考審査会を廃止し、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市公設小売市場条例の一部を改正する条例

八戸市公設小売市場条例（昭和42年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「八戸市宮魚菜小売市場」を「八戸市魚菜小売市場」に改め、同条第2号中「八戸市大字湊町字久保38番地ノ1」を「八戸市大字湊町字久保38番地1」に改める。

第3条中「八戸市宮魚菜小売市場」を「八戸市魚菜小売市場」に、「かいそう類」を「海藻類」に改める。

第4条第2項中「使用許可」を「許可」に改める。

第18条を削り、第17条を第18条とし、第16条を第17条とする。

第15条第1項中「又は」の次に「第8条第1項の規定により」を加え、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第16条とする。

第14条を削る。

第13条中「又は退場を命ずる」を「退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる」に改め、同条第1号中「伝染性疾患」を「感染性疾患」に改め、同条を第15条とする。

第12条第1項中「つとめなければ」を「努めなければ」に改め、同条を第14条とする。

第10条から第11条までを削る。

第9条第2項を次のように改める。

2 使用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第9条第3項及び第4項を削り、同条を第11条とし、同条の次に次の2条を加える。

（使用料の還付）

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、災害その他不可抗力により使用できなくなったとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

第13条 市長は、公益上必要があると認められるとき、その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

第8条を第10条とする。

第7条を削る。

第6条第1項中「市場の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）」を「使用者」に改め、同条を第9条とする。

第5条中「前条第1項の規定による使用許可」を「別表第1に掲げる施設に係る第4条第1

項の許可」に、「使用許可をしてはならない」を「その使用を許可しない」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 当市に住所を有しない個人
- (3) 当市に事務所又は事業所を有しない法人

第5条第5号中「第11条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条中第6号を削り、第7号を第6号とし、同条を第6条とし、同条の次に次の2条を加える。

(使用制限)

第7条 市長は、市場の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

- (1) 風俗又は公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物又は附属物を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 市場の管理に支障があると認めるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) その他市長が不相当と認めるとき。

(使用条件の変更等)

第8条 市長は、次の各号（別表第2に掲げる施設の使用にあっては、第3号及び第4号を除く。）のいずれかに該当するときは、市場の使用条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこれに基づく規則又は使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 正当な理由がなくて引き続き10日以上使用しないとき。
- (4) 使用料を3月以上滞納したとき。
- (5) 使用の許可後第6条各号又は前条各号のいずれかに該当することが判明し、又は該当することとなったとき。
- (6) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の規定（第6号の場合は、災害等による緊急の必要があるときに限る。）により使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消した場合において、当該変更、停止又は取消しにより、第4条第1項の規定により市場の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に損害を及ぼすことがあっても、市はその賠償の責めを負わない。

第4条の次に次の1条を加える。

(使用者の公募)

第5条 別表第1に掲げる施設に係る前条第1項の許可に当たっては、あらかじめ公募により

当該施設を使用する者を決定することができる。

2 前項の規定による公募の方法、時期その他必要な事項は、市長が定める。

第19条第1項第2号中「第6条ただし書」を「第9条第1項ただし書」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条、第6条、第11条関係）

売場等の使用料

区分	金額（月額）
	円
売場（A区画）	1区画につき 36,000
売場（B区画）	1区画につき 47,000
売場（C区画）	1区画につき 62,000
倉庫1	1平方メートルにつき 730
倉庫2	1平方メートルにつき 730
厨房	100,000
事務室	6,600
調理室	1使用者につき 4,400

備考

- 1 使用期間が1月に満たない場合の使用料は、この表に定める使用料の月額を当該月の現日数で除して得た額に使用日数を乗じて得た額に相当する額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 2 電気料、水道料等は、別に実費を徴収することができる。
- 3 調理室の使用時間は、開場時刻から午前9時までとする。

別表第2（第8条、第11条関係）

キッチンスタジオ及びオープンスペースの使用料

区分	金額
キッチンスタジオ	1時間当たり 250円
オープンスペース	占有して使用する場合に限り、1平方メートルにつき 1時間当たり9.7円

備考

- 1 この表に基づいて算出した使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 2 キッチンスタジオの使用時間は、午前9時から閉場時刻までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「魚菜小売市場使用者選考審査会の委員」を削る。

(準備行為)

- 3 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 4 この条例の施行の日から起算して2年を経過する日の属する月の末日までの間における改正後の別表第1の規定の適用については、同表中「36,000」とあるのは「17,500」と、「47,000」とあるのは「30,000」と、「62,000」とあるのは「38,000」とする。

議案第70号

八戸市立看護師養成所条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市立看護師養成所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月7日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

高等看護学院の学生の定員について見直しをするためのものである。

八戸市立看護師養成所条例の一部を改正する条例

八戸市立看護師養成所条例（昭和43年八戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「50人」を「35人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における改正後の第4条第2項の規定の適用については、同項中「1学年につき35人」とあるのは、「第1学年にあっては35人とし、第2学年にあっては50人」とする。

議案第71号

八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月7日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方税法施行令の一部改正に伴い、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に係る申請書の提出期限の特例措置を引き続き実施するためのものである。

八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八戸市国民健康保険税条例（昭和30年八戸市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第24条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第17項中「令和2年度分及び令和3年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第3条第2項及び第3項並びに第24条第1項の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第72号

八戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月7日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免に係る申請書の提出期限の特例措置
を引き続き実施するためのものである。

八戸市介護保険条例の一部を改正する条例

八戸市介護保険条例（平成12年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第9条中「令和2年度分及び令和3年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第73号

八戸市立市民病院条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市立市民病院条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月7日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

非紹介患者初診料及び再診加算料の額を改定するとともに、診療料の算定方法に係る規定の整備をするためのものである。

八戸市立市民病院条例の一部を改正する条例

八戸市立市民病院条例（昭和33年八戸市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表診療料の項中「（以下）」を「並びに保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第496号）（以下）」に改め、同表非紹介患者初診料の項中「5,000円」を「7,000円」に、「3,000円」を「5,000円」に改め、同表再診加算料の項中「2,500円」を「3,000円」に、「1,500円」を「1,900円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表診療料の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表（診療料に係る部分を除く。）の規定は、この条例の施行の日以後の初診に係る非紹介患者初診料及び同日以後の再診に係る再診加算料について適用する。

議案第74号

八戸市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月7日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

市営住宅の入居者資格に係る同居親族要件を緩和し、入居者の決定方法について所要の改正をするためのものである。

八戸市営住宅条例の一部を改正する条例

八戸市営住宅条例（平成9年八戸市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「又は」を「若しくは」に改め、「同じ。）」の次に「又は親族に準ずる者として規則で定めるもの（現に同居し、若しくは同居しようとするものに限る。）（以下これらを「同居親族等」という。）」を加え、同項第4号及び第5号中「現に同居し、若しくは同居しようとする親族」を「同居親族等」に改める。

第9条第1項第2号中「親族」の次に「若しくは親族に準ずる者（第6条第1項第1号の規定により規則で定めるものをいう。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に行った入居者の公募に応じて入居の申込みをした者に係る入居者資格及び入居者の決定については、改正後の第6条第1項及び第9条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第75号

八戸市地域特別賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市地域特別賃貸住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月7日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に準じ、地域特別賃貸住宅の入居者資格に係る同居親族要件を緩和するとともに、同省令の一部改正に伴う規定の整理をするためのものである。

八戸市地域特別賃貸住宅条例の一部を改正する条例

八戸市地域特別賃貸住宅条例（平成17年八戸市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第1条第3号」を「第1条第4号」に改める。

第6条第1項第1号中「又は」を「若しくは」に、「同じ」を「この号において同じ。）又は児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。）若しくは親族に準ずる者として規則で定めるもの（現に同居し、若しくは同居しようとするものに限る。）（以下これらを「同居親族等」という）」に改め、同項第4号及び第5号中「現に同居し、若しくは同居しようとする親族」を「同居親族等」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に行った入居者の公募に応じて入居の申込みをした者に係る入居者資格については、改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第76号

八戸市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月7日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、特定公共賃貸住宅の入居者資格に係る同居親族要件を緩和し、入居者の決定方法について所要の改正をするとともに、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

八戸市特定公共賃貸住宅条例（平成17年八戸市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第1条第3号」を「第1条第4号」に改める。

第6条中「次に掲げる者」を「第1号から第3号までのいずれかに該当する者であって、第4号及び第5号のいずれにも該当するもの」に改め、同条第1号中「又は」を「若しくは」に、「同じ」を「この号において同じ。）又は児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。）若しくは親族に準ずる者として規則で定めるもの（現に同居し、若しくは同居しようとするものに限る。）（以下これらを「同居親族等」という）に、「該当する者」を「該当するもの」に改め、同条第2号中「該当する者」を「該当するもの」に改め、同条第3号中「同居親族」を「同居親族等」に、「該当する者」を「該当するもの」に改め、同条第4号及び第5号中「現に同居し、若しくは同居しようとする親族」を「同居親族等」に改める。

第8条第2項中「同居親族」を「同居親族等」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に行った入居者の公募に応じて入居の申込みをした者に係る入居者資格及び入居者の決定については、改正後の第6条及び第8条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第77号

八戸市若者定住促進賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市若者定住促進賃貸住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月7日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

若者定住促進賃貸住宅の入居者と同居できる者の範囲を拡大するためのものである。

八戸市若者定住促進賃貸住宅条例の一部を改正する条例

八戸市若者定住促進賃貸住宅条例（平成17年八戸市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「含む。）」を「含む。以下この項において同じ。）又は配偶者に準ずる者として規則で定めるもの」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に行った入居者の公募に応じて入居の申込みをした者と同居できる者の要件については、改正後の第6条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第78号

八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月7日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

長期優良住宅維持保全計画の認定等に係る申請手数料の額を定めるとともに、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市手数料条例の一部を改正する条例

八戸市手数料条例（昭和27年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第6の4の表1の項第3号中「共同住宅等」を「区分所有住宅」に改め、同表中8の項を10の項とし、5の項から7の項までを2項ずつ繰り下げ、同表4の項中「の認定」を「又は長期優良住宅維持保全計画の認定」に、「長期優良住宅建築等計画認定地位承継承認申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定地位承継承認申請手数料」に改め、同項を同表6の項とし、同表中3の項を5の項とし、2の項を3の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>4 法第8条第1項の規定による長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料</p>	<p>(1) 確認書等を添付する場合 1件につき次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅 9,000円 イ 総戸数が5戸以内の共同住宅等 16,000円 ウ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 27,000円 エ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 46,000円 オ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 74,000円 カ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 11万円 キ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 19万円 ク 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 24万円 ケ 総戸数が300戸を超える共同住宅等 27万円 (2) 前号に掲げる場合以外の場合 1件につき次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅 34,000円 イ 総戸数が5戸以内の共同住宅等 81,000円 ウ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 13万円 エ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 25万円 オ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 46万円 カ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 79万円 キ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 146万円 ク 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 209万円</p>
---	------------------------------	---

		ケ 総戸数が300戸を超える共同住宅等 256万円
--	--	---------------------------

別表第6の4の表1の項の次に次のように加える。

<p>2 法第5条第6項又は第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料</p>	<p>(1) 法第5条第6項の規定による一戸建ての住宅に係る申請をする場合 1件につき次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 確認書等を添付する場合 18,000円 イ アに掲げる場合以外の場合 69,000円</p> <p>(2) 法第5条第6項又は第7項の規定による共同住宅等に係る申請をする場合 1件につき次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 確認書等を添付する場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 33,000円 (イ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 55,000円 (ウ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 93,000円 (エ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 14万円 (オ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 22万円 (カ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 38万円 (キ) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 49万円 (ク) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 55万円 イ アに掲げる場合以外の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 16万円 (イ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 26万円 (ウ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 51万円 (エ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 92万円 (オ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 158万円 (カ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 293万円 (キ) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 419万円 (ク) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 513万円</p>
---	----------------------------	---

円

別表第6の4の表備考第1項中「6の項」を「8の項」に改め、同表備考第2項中「2の項又は6の項」を「3の項又は8の項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第79号

処分事件の報告及びその承認を求めることについて
地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり処分したから報告し、承認を求める。

令和4年6月7日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

市税、地方交付税等の増額、財政調整基金等の積立て及び市債の決定等のため、令和3年度八戸市一般会計補正予算を定めることを処分したものについて、その承認を求めるものである。

処分第9号

令和3年度八戸市一般会計補正予算を定めることの処分について

令和3年度八戸市一般会計補正予算を次のとおり定めることを地方自治法第179条第1項の規定により処分する。

令和4年3月31日

八戸市長 熊 谷 雄 一

令和3年度八戸市一般会計補正予算 別冊

議案第80号

処分事件の報告及びその承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり処分したから報告し、承認を求める。

令和4年6月7日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方税法等の一部改正に伴い、商業地等に係る令和4年度分の固定資産税の税負担の調整、償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例に関する規定の整備その他所要の改正をすることを処分したものについて、その承認を求めるためのものである。

処分第8号

八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定の処分について

八戸市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することを地方自治法第179条第1項の規定により処分する。

令和4年3月31日

八戸市長 熊 谷 雄 一

八戸市市税条例の一部を改正する条例

八戸市市税条例（昭和25年八戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第21条の6第1項第5号中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第28条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第34条の2第1項第1号中「第9条の2第2号」を「第9条の12第2号」に改める。

附則第8条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第14項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第8条の3第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第10条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」を加える。

附 則

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の八戸市市税条例の規定中固定

資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第81号

市有土地の売払いについて
別紙のとおり市有土地を売払いする。

令和4年6月7日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

市有土地を売り払うためのものである。

- 1 所 在 八戸市北インター工業団地四丁目111番2
- 2 面 積 29,021.91平方メートル
- 3 売払金額 486,000,000円
- 4 売払いの相手 長野県諏訪市大和三丁目3番5号
エプソンアトミックス株式会社
代表取締役 大 塚 勇